

介護保険の「要支援外し」撤回を求める意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が11月28日、介護保険制度の見直し案をまとめた。政府は来年の国会に提出し、再来年4月実施をめざしている。

見直し案は、安心できる公的介護を求める願いに背を向け、公的保険としての責任を後退させ、利用者、家族、介護労働者に重い負担を強いるものとなっている。

介護サービス費用の4割を占める訪問看護やリハビリなどは、引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、要支援者の6割が利用する訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)はあくまで市町村事業に移管する方針である。

訪問介護や通所介護を市町村に移しても、市町村が体制をつくれる保障はない。国の補助対象となる事業費に上限があるため、ボランティア任せや事業者に支払う単価を引き下げるなど費用削減が強いられ、サービス低下は避けられない。

要支援者への介護サービスは、予防介護として介護保険に位置づけられてきた。高齢化がすすむなか、健康で生き生きと暮らすことは、国民の願いであり、高齢者の介護の重度化を防ぐ介護予防の一層の充実が求められている。

よって、国においては、要支援と認定された高齢者に対する保険給付は、これまで通り行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。